

# 報 道 資 料

奈良県福祉医療部地域福祉課  
地域福祉推進係(内線2817)  
TEL 0742-27-8503  
FAX 0742-22-5709  
担当: 下市、市川

## 奈良県社会福祉審議会を開催します

7月9日(木)に延期の旨報道発表しました標記審議会について、下記のとおり開催します。

### 記

1. 開催日時 令和2年8月6日(木) 10時00分～11時30分(予定)
2. 開催場所 奈良県庁本庁舎5階第1会議室(大) 奈良県奈良市登大路町30番地
3. 会議内容

#### 議 事

- (1) 専門分科会等の委員指名
- (2) 各部会報告
  - ① 身体障害者審査部会／② 児童養護部会／③ 被措置児童等虐待審査部会
- (3) その他報告
  - ① 出所者の就労の場(一般財団法人)の設立について
  - ② 計画の策定等について
  - ③ 子どもの生活に関する実態調査結果の概要について

#### 意見交換

新型コロナウイルス感染症と共存した社会福祉のあり方について

#### 4. 傍聴手続等

- (1) 定 員 先着順 5名程度
- (2) 受 付 9時30分から9時50分まで
- (3) 手続き 当日、受付で傍聴申込書を用意していますので、ご記入願います。

#### 5. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、公然と賛否の意向等を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議にはいる場合で指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

※奈良県では、社会福祉法に基づき、民生委員、心身障害者福祉及び児童福祉など社会福祉に関する事項を調査審議するため、奈良県社会福祉審議会を設置しています。